

## V. 介護療養型医療施設における特定診療費

### <平成 15 年度介護報酬の見直しの概要>

リハビリテーションの体系的な見直し

従来の集団療法を中心とした評価は、基本報酬に包括化し、個別的なりハビリテーションを加算で評価。

|         |            |    |   |           |        |    |
|---------|------------|----|---|-----------|--------|----|
| 理学療法（Ⅰ） | 200-175 単位 | ／日 |   | 理学療法（Ⅰ）   | 250 単位 | ／日 |
| 理学療法（Ⅰ） | 185-160 単位 | ／日 |   | 理学療法（Ⅰ）   | 180 単位 | ／日 |
| 理学療法（Ⅱ） | 100 単位     | ／日 |   | 理学療法（Ⅱ）   | 100 単位 | ／日 |
| 理学療法（Ⅲ） | 65 単位      | ／日 | → | 理学療法（Ⅲ）   | 50 単位  | ／日 |
| 作業療法（Ⅰ） | 200-175 単位 | ／日 |   | 作業療法（Ⅰ）   | 250 単位 | ／日 |
| 作業療法（Ⅱ） | 185-160 単位 |    |   | 作業療法（Ⅱ）   | 180 単位 | ／日 |
| 言語療法    | 135 単位     |    |   | 言語聴覚療法（Ⅰ） | 250 単位 | ／日 |
|         |            |    |   | 言語聴覚療法（Ⅱ） | 180 単位 | ／日 |
| ADL 加算  | （新設）       | →  |   | 30 単位     | ／回     |    |

※病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に算定。

#### 1. 特定診療費の算定

|   |   |
|---|---|
| <p>〈厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成 12 年厚生省告示第 30 号）〉<br/>（最終改正：平成 15 年 2 月 24 日・厚生労働省告示第 53 号）</p> | <p>〈特定診療費の算定に関する留意事項について（平成 12 年老企第 58 号）〉<br/>（最終改正：平成 15 年 3 月 3 日老老発第 0303001 号）</p> |
|---|---|

別表

10 理学療法（1回につき）

- イ 理学療法（Ⅰ） 250 単位
- ロ 理学療法（Ⅱ） 180 単位
- ハ 理学療法（Ⅲ） 100 単位
- ニ 理学療法（Ⅳ） 50 単位

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性痴呆疾患療養

第二 個別項目

10 リハビリテーション

(2) 通則

- ① リハビリテーションは、患者の生活機能の改善等を目的とする理学療法、作業療法、言語聴覚療法等より構成され、いずれも実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を目的として行われるものである。
- ② 理学療法、作業療法及び言語聴覚療法は、患者1人につき1日合計4回に限り算定し、摂食機能療法は、1日につき1回のみ算定する。
- ③ リハビリテーションの実施に当たっては、すべての患者のリハビリテーションの内容の要点及び実施時刻（開始時刻と終了時刻）の記録を診療録等に記載する。

(2) 理学療法

- ① 理学療法(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)に係る特定診療費は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行った医療機関において、理学療法(Ⅳ)に係る特定診療費は、それ以外の医療機関において算定するものであり、生活機能の改善等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために、種々の運動療法・実用歩行訓練・活動向上訓練・物理療法等を組み合わせることで個々の患者の状態像に応じて行った場合に算定する。
- ② 理学療法は、医師の指導監督のもとで

病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、二については、それ以外の指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護(老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。)又は指定介護療養施設サービス(老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。)を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

**注2** 理学療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回(作業療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回)に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

**注3** 病棟等においてADLの自立等を目的とした理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)又は理学療法(Ⅲ)を算定すべき理学療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

(注：日常生活活動訓練加算)

行われるものであり、医師又は理学療法士の監視下で行われるものである。また、専任の医師が、直接訓練を実施した場合にあっても、理学療法士が実施した場合と同様に算定できる。

③ 届出施設である医療機関において、治療、訓練の専用施設外で訓練を実施した場合においても算定できる。

④ 理学療法に係る特定診療費は、患者に対して個別に20分以上訓練を行った場合に算定するものであり、訓練時間が20分に満たない場合は、短期入所療養介護又は介護療養施設サービスに係る介護給付費のうち特定診療費でない部分に含まれる。

⑤ 理学療法に係る特定診療費の所定単位数には、徒手筋力検査及びその他の理学療法に付随する諸検査が含まれる。

⑥ 理学療法(Ⅰ)及び(Ⅱ)における理学療法にあつては、1人の理学療法士が1人の患者に対して重点的に個別的訓練を行うことが必要と認められる場合であつて、理学療法士と患者が1対1で行った場合にのみ算定し、実施回数は理学療法士1人につき1日18回を限度とする。なお、患者の状態像や日常生活のパターンに合わせて、1日に行われる理学療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定することができる。

⑦ 別に厚生労働大臣が定める理学療法(Ⅱ)を算定すべき理学療法の施設基準に

**注4** 理学療法（Ⅰ）、理学療法（Ⅱ）

又は理学療法（Ⅲ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法（Ⅰ）、理学療法（Ⅱ）又は理学療法（Ⅲ）を算定すべき理学療法を行った場合に、入院初月（指定短期入所療養介護に係る場合にあっては、発症の月）、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

**（註：理学療法リハビリ計画加算）**

**注5** 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし作業療法の注5の規定に

適合しているものとして都道府県知事に届出を行った医療機関であって、専従する常勤の理学療法士が2名以上勤務している場合において、運動療法機能訓練技師講習会を受講したあん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者が訓練を行った場合は、当該療法を実施するにあたり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合に限り、理学療法(Ⅲ)に準じて算定する。なお、この場合に監視に当たる理学療法士が理学療法を行った場合は、理学療法(Ⅱ)を算定することができる。

- ⑧ 理学療法(Ⅰ)及び(Ⅱ)の実施に当たっては、医師は定期的な運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成する必要がある。なお、理学療法を実施する場合は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記載する。
- ⑨ 理学療法(Ⅱ)とは、個別的訓練を行う必要がある患者に行う場合であって、従事者と患者が1対1で行った場合に算定し、実施回数は従事者1人につき1日18回を限度とする。なお、患者の状態像や日常生活のパターンに合わせて、1日に行われる理学療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定することができる。

より加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

(註：理学療法日常動作訓練指導加算)

⑩ 理学療法(Ⅲ)の実施に当たっては、理学療法士は、医師の指導監督のもとに看護師、あん摩マッサージ指圧師等理学療法士以外の従事者とともに、訓練を受ける全ての患者の運動機能訓練の内容等を的確に把握すること。

⑪ 理学療法(Ⅲ)の実施に当たっては、医師は運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成する必要がある。なお、理学療法を実施する場合は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記載する。

⑫ 理学療法(Ⅳ)とは、機械・器具を用いた機能訓練、水中機能訓練、温熱療法、マッサージ等を組み合わせ個々の状態像に応じて、1人の従事者が1人の患者に対して重点的に個別的訓練を行う必要があると認められる場合であって、従事者と患者が1対1で行った場合に算定し、実施回数は従事者1人につき1日18回を限度とする。なお、患者の状態像や日常生活のパターンに合わせて、1日に行われる理学療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定することができる。

⑬ 理学療法(Ⅳ)の実施に当たっては、医師は運動機能検査をもとに、理学療法の効果判定を行い、理学療法実施計画を作成する必要がある。なお、6か月を超え

## 11 作業療法（1回につき）

イ 作業療法（Ⅰ） 250 単位

ロ 作業療法（Ⅱ） 180 単位

**注1** 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。

**注2** 作業療法については、利用者又は入院患者1人につき1日3回（理学療法及び言語聴覚療法と合わせて1日4回）に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

**注3** 病棟等においてADLの自立等を

て理学療法を実施する場合は、患者に対して当該理学療法実施計画の内容を説明し、その内容の要点を診療録に記載する。

## (2) 作業療法

- ① 作業療法(Ⅰ)及び(Ⅱ)に係る特定診療費は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行った医療機関において、生活機能の改善等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために、総合的に個々の患者の状態像に応じて作業療法を行った場合に算定する。
- ② 作業療法は、医師の指導監督のもとで行われるものであり、医師又は作業療法士の監視下で行われたものについて算定する。また、専任の医師が、直接訓練を実施した場合であっても、作業療法士が実施した場合と同様に算定できる。
- ③ 届出施設である医療機関において、治療、訓練の専用施設外で訓練を実施した場合においても、所定単位数により算定できる。
- ④ 作業療法(Ⅰ)、(Ⅱ)における作業療法にあつては、1人の作業療法士が1人の患者に対して重点的に個別的訓練を行うことが必要と認められる場合であつて、作業療法士と患者が1対1で20分以上訓練を行った場合のみ算定し、実施回数は作業療法士一人につき1日18回を

目的とした作業療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅱ）を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

（註：日常生活活動訓練加算）

**注4** 作業療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅱ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅱ）を算定すべき作業療法を行った場合に、入院初月（指定短期入所療養介護に係る場合にあっては、発症の月）、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

（註：作業療法リハビリ計画加算）

**注5** 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、作業療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以

限度とする。なお、訓練時間が20分に満たない場合は、短期入所療養介護又は介護療養施設サービスに係る介護給付費のうち特定診療費でない部分に含まれる。なお、患者の状態像や日常生活のパターンに合わせて、1日に行われる作業療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち2回分の合計が20分を超える場合については、1回として算定することができる。

- ⑤ 作業療法の所定単位数には、日常生活動作検査及びその他の作業療法に付随する諸検査が含まれる。
- ⑥ 作業療法の実施に当たっては、医師は定期的な作業能力検査をもとに作業療法の効果判定を行い、作業療法実施計画を作成する必要がある。なお、作業療法を実施する場合は、開始時及びその後3か月に1回以上患者に対して当該作業療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

(註：作業療法日常動作訓練指導加算)

#### <再掲>

#### 10 理学療法

**注3** 病棟等においてADLの自立等を目的とした理学療法（Ⅰ）、理学療法（Ⅱ）又は理学療法（Ⅲ）を算定すべき理学療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

(註：日常生活活動訓練加算)

#### <再掲>

#### 11 作業療法

**注3** 病棟等においてADLの自立等を目的とした作業療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅱ）を算定すべき作業療法を行った場合は1回につき30単位を所定単位数に加算する。

(註：日常生活活動訓練加算)

#### (2) 理学療法及び作業療法に係る加算等

① 理学療法及び作業療法の注3に掲げる加算は、理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)若しくは理学療法(Ⅲ)又は作業療法(Ⅰ)若しくは作業療法(Ⅱ)に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして医療機関が届出をした医療機関において、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上のために、訓練室以外の病棟等（屋外を含む）において、実用歩行訓練・活動向上訓練等が行われた場合に限り算定できる。当該訓練により向上させた諸活動の能力については、入院中において、常に看護師等により入院中および退院後の日常生活における実行状況に生かされるよう働きかけが行われることが必要である。

なお、病棟訓練室及び廊下等で行った平行棒内歩行、基本的動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練等は当該加算の対象としない。



<再掲>

10 理学療法

注4 理学療法（Ⅰ）、理学療法（Ⅱ）又は理学療法（Ⅲ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法（Ⅰ）、理学療法（Ⅱ）又は理学療法（Ⅲ）を算定すべき理学療法を行った場合に、入院初月（指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の月）、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、作業療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

（註：理学療法リハビリ計画加算）

<再掲>

11 作業療法

注4 作業療法（Ⅰ）又は作業療法（Ⅱ）に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法（Ⅰ）又は作業療

② 理学療法及び作業療法の注4に掲げる加算(③及び④)において「注4の加算」という。)は、理学療法(Ⅰ)、理学療法(Ⅱ)若しくは理学療法(Ⅲ)又は作業療法(Ⅰ)若しくは作業療法(Ⅱ)に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していると医療機関が届出をした医療機関において、当該注4※に掲げる月に限り1月につき1回のみ算定するものであること。

③ 注4の加算は、定期的な医師の診察及び運動機能検査又は作業能力検査等の結果に基づき医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行った理学療法又は作業療法等の効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に算定するものである。

④ 医師等の従事者は、共同してリハビリテーション総合実施計画書(別添様式2)を作成し、その内容を患者に説明のうえ交付するとともに、その写しを診療録に添付する。

法（Ⅱ）を算定すべき作業療法を行った場合に、入院初月（指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の月）、当該月から起算して3月ごとの各月に限り、1月に1回を限度として所定単位数に480単位を加算する。ただし、理学療法の注4の規定により加算する場合はこの限りでない。

（註：作業療法リハビリ計画加算）

#### <再掲>

#### 10 理学療法

**注5** 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

（註：理学療法日常動作訓練指導加算）

#### <再掲>

#### 11 作業療法

**注5** 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、作業療法

⑤ 理学療法及び作業療法の注5に掲げる加算(⑥及び⑦)において「注5の加算」という。)は、理学療法又は作業療法を算定する指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、理学療法士又は作業療法士等が入院又は入所中の患者に対して、看護職員若しくは介護職員と共同して、月2回以上の日常生活の自立に必要な起居、食事、整容、移動等の日常動作の訓練及び指導(以下「入院生活リハビリテーション管理指導」という。)を行った場合に、1月に1回を限度として算定するものであること。

⑥ 注5の加算を算定すべき入院生活リハビリテーション管理指導を行った日においては、理学療法及び作業療法に係る特定診療費の所定単位数は算定できないものである。

⑦ 注5の加算を算定する場合にあつては、入院生活リハビリテーション管理指導を行った日時、実施者名及びその内容を診療録に記載するものである。

七等が指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

(註：作業療法日常動作訓練指導加算)

## 12 言語聴覚療法（1回につき）

イ 言語聴覚療法（Ⅰ） 250 単位

ロ 言語聴覚療法（Ⅱ） 180 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定する。

## 第二 個別項目

### (5) 言語聴覚療法

- ① 言語聴覚療法に係る特定診療費は、失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋込術後等の言語聴覚機能に障害を持つ患者に対して言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合に算定する。
- ② 言語聴覚療法は、医師の指導監督のもとで行われるものであり、医師又は言語聴覚士により実施された場合に算定する。
- ③ 言語聴覚療法は、患者に対して重点的に個別的訓練を行う必要があると認められる場合であって、専用の言語療法室等において、言語聴覚士と患者が1対1で20分以上訓練を行った場合に算定し、実施回数は言語聴覚士1人につき1日18回を限度とする。なお、訓練時間が

**注 2** 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回（理学療法及び作業療法と合わせて 1 日 4 回）に限り算定するものとし、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

### 13 摂食機能療法（1 日につき）185 単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護療養施設サービス（老人性痴呆疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合に、1 月に 4 回

20 分に満たない場合は、短期入所療養介護又は介護療養施設サービスに係る介護給付費のうち特定診療費でない部分に含まれる。なお、患者の状態像や日常生活パターンに合わせて、1 日に行われる言語聴覚療法が複数回にわたる場合であっても、そのうち 2 回分の合計が 20 分を超える場合については、1 回として算定することができる。

- ④ 言語聴覚療法の実施に当たっては、医師は定期的な言語聴覚機能能力の検査をもとに、言語聴覚療法の効果判定を行い、言語聴覚療法実施計画を作成する必要がある。なお、言語聴覚療法を実施する場合は、開始時その後 3 か月に 1 回以上患者に対して当該言語聴覚療法実施計画の内容を説明し、その要点を診療録に記載する。

## 第二 個別項目

### (6) 摂食機能療法

- ① 摂食機能療法に係る特定診療費は、摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の状態像に対応した診療計画書に基づき、1 回につき 30 分以上訓練指導を行った場合に限り算定する。なお、「摂食機能障害を有するもの」とは、発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害がある者のことをいう。
- ② 医師又は歯科医師の指示の下に言語聴

を限度として所定単位数を算定する。

14 **精神科作業療法（1日につき）220 単位**

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

15 **痴呆性老人入院精神療法（1週間につき）**

**330 単位**

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施

覚士又は看護師等が行う嚥下訓練は、摂食機能療法として算定できる。

第二 個別項目

11 **精神科専門療法**

(1) **精神科作業療法**

- ① 精神科作業療法は、精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行うものであり、実施される作業内容の種類にかかわらずその実施時間は患者1人当たり1日につき2時間を標準とする。
- ② 1人の作業療法士は、1人以上の助手とともに当該療法を実施した場合に算定する。この場合の1日当たりの取扱い患者数は、概ね25人を1単位として、1人の作業療法士の取扱い患者数は1日3単位75人以内を標準とする。
- ③ 精神科作業療法を実施した場合はその要点を個々の患者の診療録に記載すること。
- ④ 当該療法に要する消耗材料及び作業衣等については、当該医療機関の負担となるものである。

第二 個別項目

(2) **痴呆性老人入院精神療法**

- ① 痴呆性老人入院精神療法とは、回想法又はR・O・法(リアリティー・オリエンテーション法)を用いて痴呆患者の情動の安定、残存認知機能の発掘と活用、

設サービスを受けている利用者又は入院患者に対して、痴呆性老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

覚醒性の向上等を図ることにより、痴呆疾患の症状の発現及び進行に係わる要因を除去する治療法をいう。

- ② 痴呆性老人入院精神療法とは、精神科医師の診療に基づき対象となる患者ごとに治療計画を作成し、この治療計画に従って行うものであって、定期的にその評価を行う等の計画的な医学的管理に基づいて実施しているものである。
- ③ 精神科を担当する1人の医師及び1人の臨床心理技術者等の従事者により構成される少なくとも合計2人の従事者が行った場合に限り算定する。なお、この場合、精神科を担当する医師が、必ず1人以上従事していること。
- ④ 1回に概ね10人以内の患者を対象として、1時間を標準として実施する。
- ⑤ 実施に要した内容、要点及び時刻について診療録等に記載する。